

特定計量器定期検査業務の基準

定期検査業務を行おうとする者は、次に定める事項を業務の基準とし、横浜市指定定期検査機関としての業務等を企画し、具体的な実施方法を定めるものとする。

1 業務の内容

(1) 業務の概要

ア 計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第19条第1項に基づく特定市町村の長が行う定期検査のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「政令」という。）第10条第1項第1号に規定するものに関すること。

イ 不合格特定計量器の措置及び使用者への説明に関すること。

ウ 特定計量器定期検査の合格を証する帳票等（以下「合格証明書」という。）の交付に関すること。

エ 特定計量器の使用方法的説明に関すること。

オ 定期検査結果等の報告に関すること。

カ その他特定計量器定期検査について特に必要と認める事項。

(2) 事業計画書等

法第33条第1項に基づき、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、横浜市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(3) 定期検査の実施

法第19条第1項に基づく定期検査は、市長の特定計量器定期検査の実施告示に基づき行うものとする。

ア 奇数年度の定期検査

政令第10条第1項第1号に規定するもののうち、ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所等で併せて使用するひょう量1トン未満の特定計量器の定期検査実施区域は、横浜市全域とする。

イ 偶数年度の定期検査

政令第10条第1項第1号に規定するもののうち、ひょう量1トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所等で併せて使用するひょう量1トン未満の特定計量器の定期検査は、行わないこととする。

(4) 定期検査対象の特定計量器

対象とする特定計量器は、政令第10条で規定する非自動はかり、分銅及びおもりであって、市長が特定計量器の使用方法的規定される取引又は証明に使用していると判断し、法第19条の定期検査の対象としたものとする。

ただし、政令第5条で規定される特定計量器を除くものとする。

(5) 定期検査の方法

定期検査は、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）に定める方法に基づき行う。

(6) 定期検査の実施場所

市長が行う特定計量器定期検査の実施告示に基づいた場所で実施するものとする。

- ア 特定計量器の所在場所
- イ 指定定期検査機関の所在地
- ウ その他市長が別に指定する場所

(7) 受検者への通知

受検者に対する通知は、市長が行う。

(8) 定期検査済証印の付与

法第23条の規定に基づき検査に合格した特定計量器には、法第24条に基づき定期検査済証印を付する。定期検査済証印は、施錠可能な金庫等に保管し、受払簿により管理する。

(9) 不合格時の措置

定期検査に合格しなかった場合は、当該特定計量器の使用に対して不合格の内容について説明したうえで、法第24条に基づき当該特定計量器の検定証印又は基準適合証印を除去し、同特定計量器に不合格である旨を明示するとともに、不合格であることを示す帳票を同使用者へ交付する。

その上で不合格となった特定計量器の処置の報告を同使用者に求めるものとする。

(10) 定期検査を実施する者

① 定期検査の実施にあたっては、一般計量士資格保有者又は指定定期検査機関の固有職員で国立研究開発法人産業技術総合研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、定期検査に係る実務経験が1年以上の者とする。

② 検査の実施にあたっては、指定定期検査機関が発行した身分を示す証票を携帯し、受検者に明示しなければならない。

(11) 定期検査にかかる特定計量器及び手数料の内訳並びに結果を記した帳票の発行

受検者には、当該検査にかかる特定計量器及び手数料の内訳並びに結果を記した帳票（以下「計算書」という。）を発行する。

(12) 受検拒否者の取扱

正当な理由が無く定期検査の受検を拒んだ者については、速やかに市長に報告する。

(13) 合格証明書の交付

① 定期検査を受けた者から、合格証明書の交付を求められた場合には、申請書を提出させるものとする。

② 前項の申請書が提出されたときには、合格証明書を交付する。

(14) 特定計量器の使用方法的説明

特定計量器の使用者から特定計量器の適正な使用方法について質問があった場合には、使用方法を説明する。

(15) 受検者対応

市民満足度向上のため、分かりやすい説明や受検者との事前調整等、サービス向上に努めるものとする。

(16) 定期検査の実施結果等の報告

① 定期検査を実施した際は、当該定期検査にかかる計算書の写しを検査実施日の翌々日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月条例第54号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）までに市長に送付し、報告する。

② 必要に応じ、市長と業務の進捗状況等について打合せを行うことができるものとする。

③ 定期検査にかかる期間終了後、2か月以内に特定計量器定期検査実績報告書及び収支決算書を作成し、市長に報告しなければならない。

④ 検査中に事故・事件及びその他委託業務に関し支障が発生した場合は、速やかに市長に報告する。

(17) 個人情報の保護に関する特記事項

個人情報の取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

(18) 電子計算機処理等の契約に関する特記事項

電子計算機処理等を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守する。